

児童育成クラブ保護者負担金減免基準額該当確認申請について

児童育成クラブ保護者負担金につきまして、下記のとおり減免基準を設けています。階層区分をご確認のうえ、減免申請される場合は、大分市子育て支援課または各クラブを通じて「大分市児童育成クラブ保護者負担金減免基準該当確認申請書」を提出願います。

記

1. 減免の基準

保護者負担金の減免基準（月額）				
区分	児童の属する世帯の区分 定義	対象児童		
		1人目	2人目以上 (1人につき)	
1	A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	全額免除	全額免除
	B	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当受給世帯	全額免除	全額免除
	C	就学援助受給世帯	全額免除	全額免除
	D	当該年度分の市町村民税が非課税の世帯	2,200円を減額	3,300円を減額
	E	AからD以外の世帯	免除なし	2,200円を減額
2	災害等により保護者負担金の納付が困難となったとき		市長が別に定める額	

2. 提出が必要な書類

○児童育成クラブ保護者負担金減免基準該当確認申請書

※様式はクラブに備えてあります。

○保護者の就労証明書 等

※証明書は、クラブに提出したものの写しでも結構です。

※就労以外の理由で育成クラブを利用されている場合は、「児童育成クラブ利用申立書」にクラブを利用する理由を記入のうえ、運営委員会の承認を受けたものを、就労証明書の代わりとして提出してください。

※様式は、クラブに備えてあります。

(裏面の確認事項を必ず確認してください)

3. 確認事項

(1) 令和4年度の減免該当確認を受けている場合

令和4年度に通知をしている減免該当確認の適用期間は、最長で令和5年3月までとなっています。令和5年4月以降も引き続き減免適用を希望される場合は、改めて申請書の提出が必要となります。

(2) 減免の適用期間について

原則として、申請書が受理された月からの適用となります。申請月以前から減免理由に該当していた場合であっても、申請月以前への減免該当の遡及はできませんので、ご注意ください。

※令和5年4月分の減免適用を受けるには、4月末日までに申請書を提出する必要があります。

(3) 市民税非課税世帯で申請する場合

令和5年度の市民税課税状況で判定いたしますので、令和5年度の市民税課税状況の決定後（夏以降）に判定を行います。

(4) 就学援助受給世帯で申請する場合

学校（教育委員会）へ就学援助の申請をされる方で、児童育成クラブ保護者負担金について4月分から減免該当を希望される場合は、必ず4月末日までに申請をしてください。受給決定後（夏以降）に確認し、判定します。

(5) 利用料のお支払い・返金について

申請理由の該当を確認いたしましたら、子育て支援課から「大分市児童育成クラブ保護者負担金減免基準額該当通知書」を通知いたします。通知が届くまでは、利用料は各クラブに全額お支払いください。一度お支払いいただいた利用料は、減免の決定月まで遡って返金いたします。返金方法や納付方法等は各クラブで異なりますので、クラブにご相談ください。

(6) 就労証明書について

就労証明書は、就労している保護者全員分が必要となります。また、証明書は、申請年月日から起算して3カ月以内に雇用主が発行したものに限りです。

就労証明書に記載された就業時間が、児童育成クラブの利用要件（原則として業務の終業時間が15時以降の日が、週3日以上であること）に合致している必要があります。

ご不明な点がありましたら、子育て支援課(TEL:537-5675)までご連絡ください。